

事務連絡
令和7年12月8日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
施設担当係長
保健事業担当係長
総合保健施設事業担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長

令和7年度国民健康保険調整交付金（保健事業分）
の事業実績報告及び変更申請に係る留意事項等について

令和7年度における国民健康保険調整交付金の交付申請及び事業実績報告については、「令和7年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請及び事業実績報告について（通知）」（令和7年12月5日付け保発1205第3号）により通知されたところですが、国民健康保険調整交付金（保健事業分）に係る事業実績報告等については、下記の事項に留意の上、事務を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 事業実績報告について

- (1) 「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」（昭和53年9月29日付け厚生省発保第73号）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、別表1から3に掲げる各様式を作成し、令和8年4月24日までに電子データを以下アドレス宛に提出すること。（※紙での提出は不要。）
- メール送付先：厚生労働省国民健康保険課（kokuho@mlw.go.jp）
＊メールの件名又は本文に施設調整係宛であることを明記
- (2) 総合保健施設整備等事業の実績報告については、提出に当たって、以下のi)からiii)までについて予め確認のうえ、提出すること。
- i) 予算書上、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費の中で総合保健施設分を分けて経理しているか（一般会計で経理された経費は対象とならない。）。
- ii) 令和7年度の報告様式を使用しているか。
- iii) 申請内容や助成要件に係る変更はないか。申請内容（対象経費、事業内容）や助成要件（運営状況や直診施設等との連携状況等）に変更があった場合に

は、変更前後の内容が分かる資料を必ず添付すること。金額に変更があった場合には、変更後の金額に下線を引き、変更理由を備考欄に記載のこと。

2 変更申請について

- (1) 交付決定額に変更が生じたものは、交付決定後1週間以内に交付要綱に基づき変更申請書（交付要綱別紙様式4）を提出すること。（必着）
- (2) 変更が生じた場合、都道府県で作成する各別表の「別紙1」（交付額確定表）には、変更交付決定後の内容を必ず反映させること。

3 事業実績報告書等の提出について

都道府県として国に特に提出が必要と判断される関係書類等各保険者別の提出書類がある場合は、保険者番号順かつ施設ごとに整えること。

なお、交付要綱別紙様式3及び4については、各事業共通の様式であるため、保健事業分としてまとめて1部提出すること（事業別に作成する必要はない。）。